

「共に生き、共に生かし合う社会」の実現に向けて!

# 実現するまで毎年署名

日本に暮らす外国人は366万人以上、  
外国にルーツを持つ日本国籍の人びとは推計で  
170万人以上、日本は今や「移民社会」。  
それにふさわしい法制度が必要



◆「外国人住民基本法」案、「人種差別撤廃法」モデル案、「難民保護法」案については、外キ協ホームページをご覧ください。 <http://www.gaikikyo.jp>

## 1. 外国人の人権は私たち

「外国人」とは誰のことでしょうか。日本国籍を持つ人も一歩日本の外に出れば「外国人」です。また、生まれてくる赤ちゃんは誰も、自分がどこの国、どんな社会、どんな親の下に生まれるか、選ぶことができません。たまたま生まれた国が外国で、たまたま親が外国人だったということもあり得ます。誰もが「外国人」となる可能性を持っています。人権・人間の尊厳に国境はありません。外国人の人権を守ることは私たち自身を含め、すべての人の人権を守ることです。

## 2. 世界の基準を日本に

国連憲章は「基本的人権と人間の尊厳及び価値」の下に、「人種、性、言語又は宗教による差別なくすべての者」の人権を尊重することを目的に掲げています。これに基づいて「世界人権宣言」「難民条約」「人種差別撤廃条約」「国際人権規約」「女性差別撤廃条約」「子どもの権利条約」「障害者権利条約」などの人権に関わる条約が定められ、日本はそのいずれにも加入しています。「外国人住民基本法」は、日本社会が外国人に対してもこれらの国際人権基準に沿うものとなるために作成されました。

## 3. 《権利=いのち》を守るために

「世界人権宣言」では、「すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利」を有し、「ほいままに逮捕、拘禁又は追放されることはない」とされています。しかし日本の「出入国管理及び難民認定法」(入管難民法)は、外国人を「管理」の対象とし、無期限で収容施設に拘禁し、生命、自由、安全の危ぶまれる国外に強制的に退去させることを可能としています。さらに2023年6月、入管難民法が改悪され、3回目以降の難民申請中に強制送還できることになりました。これは、「難民を、生命または自由が脅威にさらされるおそれのある領域の国境へ追放し、または送還してはならない」(難民条約第33条)とする国際人権法に違反するものです。《権利の擁護》ならぬ、《資格の管理》によっていのちが危険にさらされることはあってはなりません。必要なのは《管理》ではなく、《権利=いのち》を守るための仕組みです。

## 4. 地域社会の仲間として

わたしたちの社会には、それぞれの地域に様々な背景をもった人たちが共に暮らしています。同じ地域に暮らしているからといって同じ文化や言葉を強られることはありません。また、文化や言葉が違うからといって差別や排除があってはなりません。それが民主的な地域社会であり、外国人住民もその一員です。様々な文化が等しく尊重され交流することで、社会はいつそう豊かに発展していきます。しかし現在の日本社会では、外国人が住まいを得られないなどの差別や、外国人の生命を脅かすヘイトスピーチやヘイトクライムが広がっています。国は「人種差別撤廃法」、自治体は「人種差別撤廃条例」を作り、人種差別を社会から根絶する責務があります。

## 5. 豊かで平和な社会を共に目指して

どこに生まれたとしても、今いる場所で仲間として尊重され、気遣われて生きることができるという、誰もが必要としている当たり前のことを実現して、日本に暮らすすべての人が協力しあって豊かで平和な社会を築いていくことが、「外国人住民基本法」の目指すところ です。

「外国人住民基本法」と「人種差別撤廃法」「難民保護法」の制定を求める  
国会請願書：2025年

## 世界のすべての人びとに開かれた社会を

世界では戦乱が続き、気候変動に伴う干ばつや海面上昇、気候の激甚化などにより多くの人びとが故郷を追われ移住を余儀なくされています。日本でも2011年原発事故、2024年能登地震・豪雨災害等により故郷を離れざるをえない人びとが多くいます。とくに外国からの移住者や難民はマイノリティ（少数者）として社会の周縁に置かれ、生存を脅かされることとなります。

そうした事態を防ぐために人権に関する国際条約や国内人権法が定められています。日本は、難民条約や国際人権規約（社会権規約・自由権規約）、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約、人種差別撤廃条約に加入していますが、それらが国内法に充分反映されていません。そのため難民申請者のほとんどが難民として認定されず、外国人住民は、国際人権法で保障されている生活保護など社会保障を受ける権利、子どもの教育への権利、自らの文化を維持、発展させる権利、住民投票など地域社会に参画する権利など、多くの権利を制限されています。さらに学校でのいじめ、就職差別、入居拒否、入院拒否、ヘイトスピーチ、ヘイトクライムなど、日常生活においても偏見と差別による行為にさらされています。とりわけ難民申請者や入管収容を解かれた仮放免者は就労を禁じられ、健康保険にも入れず、尊厳を奪われ、命を脅かされています。

日本人も外国人も、日本に暮らすすべての人が住みやすい社会を築いていかなければなりません。そのためにも、日本社会に根強く残る外国人に対する偏見や差別を是正して、すべての外国人が地域社会を構成する「住民」として参画できる法制度が求められます。

私たちは国会に対して、次のことを求めます。

1. 国会は、外国人住民に対する総合的な人権保障制度を確立するための特別委員会を設けて「外国人住民公聴会」を各地で開き、外国人法制度の抜本的な改正をおこない、包括的な移民政策と人権政策への転換を図ること。
2. 国会は、日本国憲法および国際人権条約に基づいて、「外国人住民基本法」と「人種差別撤廃法」「難民保護法」を制定すること。

### 2025年 外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会（外キ協）

（日本カトリック司教協議会／日本キリスト教協議会／日本基督教団／在日大韓基督教会／日本聖公会／日本バプテスト連盟／日本バプテスト同盟／日本キリスト教会／日本自由メソヂスト教団／日本YWCA／日本福音ルーテル教会）

[取り扱い団体]

名 前	住 所 *同じ住所でも省略せずに書いてください